

2024年度 中小企業チャレンジサポート補助金 公募要領

【申請受付期間：2024年5月20日（月）～2024年6月27日（木）必着】

神戸市

1. 目的

戦略産業分野に関する独自で選定したテーマに取り組む市内中小企業を中心とした企業グループに対し補助金を交付することにより、神戸挑戦企業等支援補助制度の目的である市内中小企業のものづくり技術の高度化及び市内産業の振興を図るとともに、意欲ある市内企業の成長を促します。

2. 補助対象者

次の(1)～(3)のすべてに該当する企業グループ

- (1) 5社以上の企業で構成されていること。
- (2) 構成員のうち神戸市内に事業所を置くすべての中小企業について、納期限が到来している神戸市の市税に滞納又は未申告が無く、かつ、それら中小企業が全構成員の2分の1以上であること。
- (3) 会則・規約等において、神戸地域で戦略産業分野である「航空・宇宙」「医療・健康・福祉」「環境・エネルギー」「農業・食糧」に関する具体的な活動を目的として掲げており、かつ、構成員の会費徴収について定められており、それに則って自立的なグループ運営をするための体制を具備していること。

※ 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。ただし、次の①～⑥に該当する者は除く。

- ① 次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
 - (エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(ア)～(ウ)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - (オ) (ア)～(ウ)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- ③ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- ④ 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者
- ⑤ 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者
- ⑥ その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

3. 補助対象経費

2024年4月1日から2025年3月31日の間に行う、以下の(1)～(2)を目的とした活動（国等公的機関の補助金の対象となるものを除く）に要する経費

- (1) 共同受注・協業体制の構築
- (2) 戦略産業分野における新規開発、または新事業展開のための試作開発

具体的には、以下の表に掲げる経費（消費税・地方消費税を除く）を補助対象とします。

項 目	内 容
(1) 共同受注・協業体制の構築	
勉強会・セミナー等の開催にかかる経費	講師謝金・旅費、会場借料等
構築に資する技術習得にかかる経費	研修受講料等
コンサルティング・調査等にかかる経費	専門家謝金・旅費、委託料等
その他必要と認められる経費	
(2) 戦略産業分野における新規開発、または新事業展開のための試作開発	
機械装置・工具器具（ソフトウェアを含む）の取得等にかかる経費	購入費、設置工事費、リース料、使用料、ライセンス料等
開発及び製作にかかる経費	直接人件費、原材料費、外注費等
技術指導にかかる経費	専門家謝金・旅費等
その他必要と認められる経費	当該開発案件にかかる展示会等出展料・展示装飾費

※上記別表の内、直接人件費及び展示会等経費については、原則として、その合計額は補助対象経費の総額の2分の1の額を上限とする。

4. 補助金額

補助率：1/2

補助額：下限 25 万円～上限 150 万円

5. 補助金交付までの手続き

(1) 補助金交付申請

以下の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ グループ概要書（様式第3号）
- ④ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第4号）
※ 神戸市内に事業所を置くすべての企業について提出
- ⑤ その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

(2) 交付の決定

事業計画の内容、補助対象経費などに関し審査を行った後、補助金交付の適否及び補助金額を決定し、交付決定通知書により通知します。また、交付決定したグループ名、連絡先、活動の概要（企業秘密に関わる事項を除く）を市のホームページ等により公表します。

(3) 事業計画の変更（随時）

交付決定後、事業計画を変更又は中止した場合には、事業計画変更等承認申請書（様式第7号）を速やかに提出してください。ただし、軽微な変更（変更による補助対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合）については提出不要です。

(4) 実績報告

補助対象事業の完了後 10 日以内、又は 2025 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第 8 号）に活動実績の分かる書類（作成した広報物、出展した展示会の写真等）及び支払実績の分かる書類（領収書の写し等）を添付して提出してください。

その他、必要に応じて、追加で書類を提出していただくことがあります。

(5) 補助金額の確定及び支払い

実績報告に基づき補助対象経費の審査を行った後、補助金額を確定し交付確定通知書による通知とともに、補助金をお支払いします。

(6) その他

- ・提出された書類はお返ししません。
- ・本補助金の交付を受けた事業に係る帳簿及び書類は、5 年間保存していただく義務があります。また、事業の成果について、補助金の交付後も神戸市から適宜報告を求める場合があります。

6. 補助金交付までの流れ



公募要領・申請書様式は、「神戸市：ものづくり中小企業支援」よりダウンロードが可能です。
(<https://www.city.kobe.lg.jp/a93457/business/sangyoshinko/shokogyo/venture/monodukuri/index.html>)

本補助金に関する問い合わせ・申請書などの提出先
(Eメール・郵送により提出してください)

神戸市経済観光局工業課

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 4 階

電話：(078)984-0340

アドレス：kogyoka@office.city.kobe.lg.jp

(お問い合わせは土・日を除く 9:00~12:00、13:00~17:00)

※件名は「中小企業チャレンジサポート補助金」としてください。

※メール受信後、3営業日以内(土日祝除く)に受付メールを担当者よりお送りします。

万が一、受付メールが届かない場合は、お手数ですが、ご連絡いただきますようお願いいたします。

中小企業チャレンジサポート補助金制度 Q&A集

【 補助対象経費について 】

Q 1. 補助対象経費となるのはどのような経費か？

A： 市が指定する戦略産業分野（航空・宇宙、医療・健康・福祉、農業・食糧、環境・エネルギー（水素を除く）の4分野）に関する独自で選定したテーマに取り組む市内中小企業を中心とした企業グループの共同受注・協業体制の構築に係る経費や試作開発・新規開発に係る経費が対象となります。

※ 戦略産業分野における試作開発事業（新事業展開のための試作開発事業）については、一定の条件がありますので、下記Q 2からQ 4を参照してください。

Q 2. 「新事業展開」とは？

A： 新たな事業分野への進出、これまで取引のなかった企業等との取引創出、従来の取引先との新たな分野での取引創出、など従来の事業から一步踏み出した取り組みを図ろうとするものをいいます。

Q 3. 「新事業展開のための試作開発事業」とはどのような事業か？

A： 川下企業等からの受注を目指した試作開発事業であり、たとえば次のようなケースが考えられます。

- ・航空・宇宙分野において、当該分野で求められる品質課題をクリアした試作品を川下企業に提案することで信用を獲得し、当該分野での新たな取引創出（受注）を目指す試作開発事業。
- ・川下企業からの具体的なニーズに対し、グループ企業の技術を活用して課題を解決した試作品を提案し、新たな取引創出（受注）を目指す試作開発事業。

Q 4. 川下企業等から受託を受けて試作開発に取り組む場合も対象になるか？

A： 「新事業展開」に該当する場合は補助事業の対象となりますが、補助事業に要する経費から受託費を控除した額が補助対象経費となります。

【 補助対象者について 】

Q 5. グループ内に企業以外の大学・公設試等研究機関、医療機関等を含んでも良いのか？

A： 含んでいただいて結構です。

ただし、幹事企業が市内中小企業で、構成する企業の内、2分の1以上が市内中小企業であることが必要です。

Q 6. グループ内に大企業を含んでも良いのか？

A： 含んでいただいて結構です。

ただし、構成する企業の内、2分の1以上が市内中小企業であることが必要です。

Q 7. 「みなし大企業」とは？

A： この補助制度では、以下に該当する中小企業について、「みなし大企業」として取り扱います。

- (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

(エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(ア)～(ウ)に該当する中小企業者が所有している中小企業者

(オ) (ア)～(ウ)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 以下については、この場合の「大企業」として取り扱いません。

- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）

Q 8. 「神戸市内の事業所」とは？

A： 神戸市の法人市民税の課税対象となる事業所を言います。

【 補助申請について 】

Q 9. 国・県などの他の補助制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか？

A： 神戸市の補助制度以外への重複申請は可能ですが、その旨を必ず事業計画書にご記載下さい。
ただし、補助金の重複交付はできませんので、他の補助金の交付を受ける場合は、本補助は取り消されます。

【 補助対象経費について 】

Q10. 直接人件費の算出方法は？

A： 開発等に直接従事した人の「時間給額×直接作業時間」で算出して下さい。

※ 時間給額は、「年間総支給額」を「年間所定労働時間」で除した金額です。

年間総支給額には所定労働時間外手当、賞与を含めることはできません。

なお、時間給額を計算する際、1円未満は切り捨ててください。

※ 直接作業時間については、業務日報等の確認できる書類が必要となります。

ただし、対象となるのは、本補助事業に直接関与する者が、本補助事業に直接従事した時間に対する人件費となります。

Q11. 直接人件費に含まれる諸手当の範囲は？

A： 家族手当、住居手当、通勤手当、役付手当（役職手当・管理職手当）、職階手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、各種技術手当、特別勤務手当、勤務地手当などは含めることができますが、食事手当などの福利厚生的な手当及び時間外手当や賞与は含めることはできません。

Q12. 直接人件費と展示会等経費の上限額とは？

A： 補助対象となる「直接人件費」並びに「展示会等経費」については、原則、補助対象事業費の2分の1を上限とします。「直接人件費」と「展示会等経費」の両方の経費がある場合は、その合計額で判断します。

上限を超える場合は、交付申請書（様式第4号別記）に理由を記入ください。記載内容によっては詳細を確認させていただく場合があります。

Q13. 一般管理費は補助対象経費になるのか？

A： 一般管理費は補助対象経費の対象外です。

Q14. グループ内における外注加工費は認められるか？

A：認められません。

外注加工費を活用する場合はグループ外企業への実施のみ認められます。

Q15. 自社調達等における利益等排除の考え方は？

A：補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

1. 利益等排除の対象となる調達先

以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)

2. 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価を指します。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算します。

(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。

なお、(2)及び(3)が一般の競争の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。